自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案 概要

I 総則

1 目的

我が国における2050年までの脱炭素社会の実現が重要な課題であることに鑑み、我が国の自動車産業が国際的な貿易事情その他の経済的社会的環境の変化に対応しつつ基幹的な産業として我が国における経済活動を牽引していることを踏まえ、自動車産業における脱炭素化の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、自動車産業における脱炭素化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自動車産業における脱炭素化を総合的かつ計画的に推進し、もって自動車産業の国際競争力の維持及び強化を図り、あわせて我が国の経済の発展に寄与すること

2 基本理念

- (1) 自動車産業における脱炭素化の推進
 - ① 脱炭素化に資する自動車に関する取組のベストミックス
 - ② 地域における脱炭素化を促進するためのまちづくりに関する施策との有機的な連携
 - ③ ライフサイクルアセスメント (LCA) の観点からの総合的・効果的な温室効果ガスの排出 量削減及び循環型社会の形成に資する経済活動(循環経済)の促進
 - ※ LCA:自動車の製造、使用、再生利用、廃棄等の各段階を通じた自動車に係る温室効果ガスの総排出量等の総合的な評価
 - ④ 発電における脱炭素化の推進との一体的な実施
- (2) 自動車産業における脱炭素化の推進に当たっての配慮
 - ① 労働力の公正な移動の確保・中小企業に対する適切な支援
 - ② 国際的な取組における我が国の主導的な役割
- 3 **国の責務**(施策の策定・実施、広報活動等を通じた国民の理解)
- 4 その他 (法制上の措置等、年次報告)

II 自動車産業における脱炭素化の推進に関する計画(推進計画)

1 推進計画の策定

- (1) 総合的かつ計画的な脱炭素化の推進を図るための推進計画の策定
- (2) 経済産業大臣による関係行政機関の長の意見聴取・計画案の作成(閣議決定)
- (3) 経済産業大臣による国会報告・公表

2 その他

- (1) 少なくとも3年ごとの検討・変更
- (2) 資金の確保

III 基本的施策

1 電動自動車の普及及び脱炭素化に資する自動車の開発等の促進

- (1) 電動自動車の普及の促進
 - ① 電動自動車の取得等に係る負担の大幅な軽減
 - ② 電動自動車の充電等に必要な施設及び設備の整備
 - ③ 電動自動車の蓄電池についての措置(必要な原材料の確保・代替素材の開発支援、国内にお ける使用済蓄電池の循環的な利用のためのシステムの構築)
 - ④ 専門的な知識・技能を有する自動車整備士等の育成確保
 - ⑤ 技術の国外流出の防止を図るための措置の検討
- (2) 脱炭素化に資する自動車の開発・技術の改良の促進
 - ① 国内における幅広い技術の研究開発・技術の高度化・人材の育成確保
 - ② 脱炭素化に資する自動車の部品を製造する事業者に対する支援
 - ③ 規制の撤廃又は緩和の促進
- 2 地域における脱炭素化を促進するためのまちづくりの観点からの措置
- 3 自動車の製造等の各段階における脱炭素化
- 4 自動車の製造等に必要な電気の発電における脱炭素化
- 5 労働力の公正な移動等
- 6 国際協力の推進